

奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体募集要項の作成に関すること。
- (2) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体の提案を審査する基準及び方法の策定に関すること。
- (3) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体の提案の審査に関すること。
- (4) 実施団体の選定に関すること。
- (5) 審査結果及び選定理由書の作成に関すること。
- (6) 委託開始から5年を経過する団体の事業実施内容の評価に関すること。
- (7) 評価結果の作成に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査及び評価に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議事務が終了したときは、解任されるも

のとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、委員長の互選の前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、委託開始から5年を経過する団体の事業実施内容の評価に関する事務を行うための部会を置く。

- 2 部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第9条 委員会又は部会は、必要があると認める場合、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第10条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第11条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第12条 委員等の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。